

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	介護保険特別対策事業（生計困難者軽減）	15						
事業概要	国の補助事業としての社会福祉法人が提供する介護サービスを軽減対象の実施に追加し、都の補助事業として、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスも事業対象に追加した。 事業者が利用者の自己負担額の1/4を軽減し、その軽減額の1/2を区が補助する。区が補助した額の1/2を都が補助する。（うち、社福事業者の本来受領額の10%を超過した額の3/4を国が補助する。）	主管課・係（担当）						
		介護保険課給付・事業者指導担当						
		5608-6149						
施策への関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	月に1件程度、新規のケースについて相談がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国の補助事業及び都の補助事業として、区が実施している。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指 標	補助対象事業者数				単 位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標 実績	30 17	30	30	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	30	30	30	30	30	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	介護サービス費の軽減を実施した事業者が増えることで、事業者の負担が偏らずに軽減することができ、また、軽減対象者も軽減が受けられる事業者が増えることで、事業者の選択肢が増える。							
	目的に対する指標（成果指標）	指 標	軽減事業対象者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
50		37	目標 実績	50 17	50	50		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		50	50	50	50	50		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
軽減の対象者が増えることで、生保受給には該当しない低所得者の介護サービス利用の支援が拡がる。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	490							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 補助対象事業者数、軽減対象者数の実績減に伴い、決算額も減少している。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
国、東京都から軽減実施の指導があるため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業者の軽減額の1/2を補助金として支出している。		5	4	4	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ない				
判断理由					
低所得者に対する救済制度であるため。					
中間・最終年度の講評	生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。				
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。				

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱						介護保険課給付・事業者指導担当	
事業概要	社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担額を事業者が軽減し、その事業者が軽減した額の1/2を区が補助金として、助成する。 国及び東京都の補助事業である。						5608-6149	
							事業の終期	
							37年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用者からの軽減対象の条件等、月に1件程度の相談がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
国及び東京都の補助事業として、区が実施している。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		15	37	目標	15	15	15	
				実績	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	15	15	15	15	15	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	介護サービス費の軽減を実施した事業者が増えることで、事業者の負担が偏らずに軽減することができ、また、軽減対象者も軽減が受けられる事業者が増えることで、事業者の選択肢が増える。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	軽減事業対象者数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
50		37	目標	50	50	50		
			実績	17				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		50	50	50	50	50		
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
軽減の対象者が増えることで、生保受給には該当しない低所得者の介護サービス利用の支援が広がる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	460							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 補助対象事業者数、軽減対象者数の実績減に伴い、減少している。				
施策への 関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由

国、東京都の補助事業であり、軽減実施についても指導があるため。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由

事業者が軽減した額の1/2を補助金として支出している。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由

<p>【評価結果】</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">現状維持・拡充</p>	
--	--

中間・最終年度の講評	都の補助事業を区が行うものであるが、生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業補助要綱						介護保険課給付・事業者指導担当	
事業概要	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの利用者負担額を事業者が軽減し、その事業者が軽減した額の1/2を区が補助金として、助成する。 東京都の補助事業である。						5608-6149	
							事業の終期	
							37年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用者からの軽減対象の条件等、月に1件程度の相談がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	東京都の補助事業として、区が実施している。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単 位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		15	37	目標 実績	15 7	15	15	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	15	15	15	15	15	
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	介護サービス費の軽減を実施した事業者が増えることで、事業者の負担が偏らずに軽減することができ、また、軽減対象者も軽減が受けられる事業者が増えることで、事業者の選択肢が増える。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	軽減事業対象者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		50	37	目標 実績	50 17	50	50	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	50	50	50	50	50	
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
軽減の対象者が増えることで、生保受給には該当しない低所得者の介護サービス利用の支援が広がる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	30							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 補助対象事業者数、軽減対象者数の実績減に伴い、減少している。				
施策への 関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由

東京都の補助事業であり、軽減実施についても指導があるため。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由

事業者が軽減した額の1/2を補助金として支出している。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由

<p>【評価結果】</p> <p style="font-size: 2em; text-align: center;">現状維持・拡充</p>	
--	--

中間・最終年度の講評	都の補助事業を区が行うものであるが、生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者サービス調整推進事業 (介護保険サービス利用前環境整備)	16						
事業概要	根拠要綱：墨田区介護保険サービス利用前環境整備事業実施要綱 内 容：不衛生な環境にいる高齢者で介護保険の在宅サービスを利用するにあたって、自己が大掃除、片付けを行うことが困難な者に対して、介護保険サービス利用前環境整備を行い、衛生状態の改善、健康を回復させるとともに、介護保険サービスの利用を容易にすることを目的とする。	主管課・係 (担当)						
		高齢者福祉課相談係 03-5608-6174						
施策への 関 連 性	在宅サービスを必要とする者に対して大掃除サービスを実施し、対象者の衛生及び健康状態を回復させ、在宅サービスを受けやすい環境を作ることにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境につながる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 墨田区に居住中の事業に該当する高齢者に対して行っている事業であるため、国、都、同種の事業又は民間事業者による代替は困難である。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	清掃件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標 実績	3 0	3	3	3
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業は、申請者や関係機関などから連絡を受け条件に該当するケースを必要に応じて支援するため、相談件数はあるものの事業対象とならないことも多い。近年の申込数や実績を考慮して各年度目標値を3件とした。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	介護保険サービス導入数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標 実績	3 0	3	3	3
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
	目標 実績	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、高齢者の衛生状態の改善、健康の回復とともに、介護保険サービスの利用を容易にすることを目的としている。このため、本事業を利用した清掃件数と介護保険在宅サービス導入数を活動指標と成果指標とし、目標値を同値とした。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	262							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 条件に該当するケースを必要に応じて支援していくため、予算額は前年度と同額としている。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
墨田区に居住中の事業に該当する高齢者に対して行っている事業であるため、国、都、同種の事業又は民間事業者による代替は困難であり、区が実施する必要性は高い。区民、事業者からの相談件数も毎年度あることから、上記のとおりとした。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由					
本事業は、申請者や関係機関などから連絡を受け、条件に該当するケースを必要に応じて支援していくため、相談は入るものの事業対象とならないことが多い。これらの状況から、上記の内容とした。					
3 効率性・経済性					
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
本事業を利用することによって、利用した高齢者及び地域社会ならびに近隣住民の衛生面、環境面の回復に繋がる。さらに、高齢者は在宅介護保険サービスの利用を容易にできるため、上記の内容とした。					
中間・最終年度の講評		改善・見直しの上継続			
ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が地域で安心して地域で暮らし続ける環境を作るために、介護保険サービスの導入に向けた低所得高齢者世帯への環境整備支援は必要である。					
今後の方向性					
ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が今後さらなる増加が予測されるため、本事業へのニーズは高い。引続き、不衛生な環境に居住している高齢者に対し、介護保険サービスが導入できる環境を整えられるよう支援を行っていく。					
		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	4	5	4

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者サービス調整推進事業（特別養護老人ホーム入所希望者調整）	17						
事業概要	平成15年4月、墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱及び入所指針施行。平成20年4月及び平成25年11月、入所判定基準改正。平成20年10月、待機者特別対策開始 入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保する。近隣他県等の特養・老健と区民受入体制を構築する。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課相談係 03-5608-6171						
施策への 関 連 性	真に特養への入所が必要な高齢者が優先的に入所できるよう入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保する。待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健と連携し特に早急な入所を要する区民受入体制を構築することで、区民が安心感を持ち、自宅での介護・生活の継続に寄与する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	特養入所申込者数及び待機者数は今後も高値維持が見込まれるため、区が主体となり、真に特養への入所が必要な高齢者が優先的に入所できるように入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保するとともに、待機者管理を厳密に行い、施設間の情報共有を図ることで入所の円滑な実施を図る必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	高度な個人情報を取扱い、入所判定基準を設けて優先度判定を行う本事業は区が実施することが適切である。また、待機者特別対策としての区民受入体制構築は近隣他県等の施設との連携必須であり、必然的に他自治体との連携が発生するため、区が実施することが適切である。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	入所検討委員会の開催				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目 標 実 績	3 3	3	3	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標 実 績	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特別養護老人ホーム入所手続要綱の定めにより入所検討委員会を実施する。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	特養入所者数（待機者対策含む）				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		260	37	目 標 実 績	200 344	260	260	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
	目 標 実 績	260 260	260 260	260 260	260 260	260 260		
指標の選定理由及び目標値の理由								
平成29年度に「木下川吾亦紅（定員144名）」が開所するため、同年度の入所者数は大幅増が見込まれる。その後は、定員（区内・区外優先ベッドを併せて計893床）の2～3割が入所する傾向が続くと予想される。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	198							
	H35	H36	H37	平成30年度に入所判定基準改正に伴う再申請・再判定を予定しているため通信運搬料等を増額する。他の年度は平成29年度と同程度と見込まれる。				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
入所申込者数・待機者数は高値維持である。入所優先度の判定は公平性・透明性を確保しながら高度な個人情報をもとに行うため、区が実施するのが適切である。													
2 有効性・適格性		<table border="1"> <tr> <td>必要性 妥当性</td> <td>有効性 適格性</td> <td>効率的 経済性</td> <td>評価結果</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果										
5	5	5	5										
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由													
待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健等との連携を密にし協力姿勢を示すことで施設からの信頼を得、結果的に入所を希望する区民のニーズに多く応えられるようになった。28年度の特別対策入所者数87名。													
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center; font-size: 24px;">現状維持の上継続</p>											
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由													
類似事業はない。コストは入所検討委員会委員報酬・通信運搬料等必要最低限の経費のみ。待機者特別対策により困難な待機状況の改善が図れ、区民の安心感につながっている。													
中間・最終年度の講評	類似事業がなく、コストも必要経費のみ。公平・透明な入所の仕組みを行政主体で実施することで、真に入所が必要な方の優先的な入所と待機者管理を厳密に行える。待機者特別対策により区民に安心感を与えると共に、既存施設で入所ニーズに応えることが可能となる。												
今後の方向性	事業を継続する。												

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	ねたきり在宅高齢者に対する布団乾燥事業費					18		
事業概要	65歳以上で介護保険の要介護認定が「要介護3」以上の在宅の方のうち、常時臥床状態にありご家庭で寝具の洗たく乾燥が困難な方に対して、寝具類の乾燥及び水洗いに要する費用の一部を助成する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課支援係 5608-6168		
施策への 関連性	寝具乾燥等費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、衛生的な寝具環境を保持することにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 寝たきりの高齢者が一日のうち大半で使用している、寝具の衛生管理の費用の一部を助成することは、経済的負担軽減だけでなく、介護者の負担軽減も兼ねているため区で実施する必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	登録者				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		141	37	目 標 134	135	137	139	
				実 績 133				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標 141	142	143	143	142	141	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	登録者数を把握することで、事業のニーズを把握することができる。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	延べ利用者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
354		37	目 標 300	342	345	350		
			実 績 288					
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標 354		357	359	359	357	354		
指標の選定理由及び目標値の理由								
延べ利用者数を把握することにより、寝具の衛生管理が実施されたか確認をする。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	595							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 ほぼ横ばい				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	区内では不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
対象者が限定されることと、介護用ベッド等の普及により減少傾向であるが、一定の利用者は常時存在する。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくるために、寝具の衛生環境を保持することで施策を満たすことができる。		2	4	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ない				
判断理由					
実施するにあたり、継続的な作業場所の確保が課題になっている。実施工程等を改善し解決する必要がある。					
中間・最終年度の講評	介護が必要な高齢者の衛生管理と介護者の負担軽減のために、必要とされている事業である。対象者を限定しているため、実績数は少ないが、一定の需要が維持されているので継続が必要である。				
今後の方向性	時代の変化とともに布団の材質が変わったり、ベッドで使用するなどの環境の変化も起きている。利用者のニーズを考慮しながら継続実施していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	ねたきり在宅高齢者理美容サービス事業費					19		
事業概要	墨田区高齢者理美容サービス事業実施要綱 寝たきりなどの在宅の高齢者の方で、理美容室に行くことが困難な方に、「高齢者理容・美容サービス券」を2か月に1枚の割合で支給する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課支援係		
		5608-6168						
施策への 関連性	ねたきりで、自身で理美容店に行けない人に対する支援であるため、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境づくりに寄与する施策である。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
区民の出張理美容を区が負担するため統一的なサービスが実施できるよう団体に委託している。民間団体などが代替する場合はサービス料金のばらつきが発生する。また、現在の利用件数に対応するとして、ボランティアが実施することは難しい。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	申請件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		953	37	目 標	800	826	848	867
				実 績	801			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	868	862	889	915	939	953
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	申請件数から、事業の必要性を推測できる。目標値は平成28年度の実績数を基準とし、墨田区75歳以上人口の将来推計から算出した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	利用枚数				単 位	枚
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
1,906		37	目 標	1,600	1,652	1,696	1,734	
			実 績	1,610				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		1,736	1,724	1,778	1,830	1,878	1,906	
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用枚数から、事業の効果を判断する。目標値は平成28年度の申請件数に対する利用枚数の割合を算出し、その割合を活動指標に乗じて算出した。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,849							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 増加傾向である。				

1 必要性・妥当性									
区民ニーズの有無	ある								
代替可能性の有無	不十分								
区が実施すべき強い理由があるか	ある								
判断理由									
区内では代替が難しく、高齢者が安心して暮らし続ける環境づくりから、実施の必要性もある。									
2 有効性・適格性									
事業の目的が施策に合致しているか	合致している								
指標は目標値を満たしているか	満たしている								
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある								
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性				
ねたきりなどで理美容店に行けない高齢者に対して自宅で理美容を提供できるという点で事業目的に合致している。		5	5	3	評価結果 3				
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続							
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない								
実施工程やコストに改善の余地がないか	未検討								
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある								
判断理由									
類似する事業はないが、実施工程等の見直しについては未検討である。理美容は日常不可欠のものであり、区内理美容組合の協力を得ていることから地域への波及効果はあると考える。									
中間・最終年度の講評	理美容は日常不可欠な性質のものであるため、必要とする人が利用できるよう事業周知を進めている。								
今後の方向性	引き続き、実施方法について検討する。								

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	ねたきり在宅高齢者の家族介助者に対する慰労事業					20		
事業概要	①ねたきり在宅高齢者介助者慰労助成事業実施要綱 ②墨田区家族介護慰労金事業実施要綱 在宅で寝たきり等の高齢者を介助している家族を慰労することにより、介助者の苦労を軽減する。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課支援係		
						5608-6168		
施策への関連性	ねたきりなど的高齢者を介助している家族への慰労事業により、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	平成28年度日常生活圏域ニーズ調査では、介護が必要となったとき家族などの介護を受けながら自宅で生活することを希望する人が、在宅サービスを利用しながら自宅で生活することを希望する人に次いで多く、約20%の人が希望していた。このことから、家族の介護を受けながら自宅で生活することを希望する人が一定数存在するため、家族への慰労の必要性も存在すると考えられる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	事業の実施には専門的な技能を持ち、資格を有する施術師が実施する必要がある。そのため、資格を有する施術師で構成された区内団体に事業の実施を委託している。したがって、民間団体が事業を実施することは現状では難しい。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	マッサージ券申請件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		384	37	目標	327	333	342	349
				実績	323			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	350	347	358	369	378	384
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	申請件数が多いほど、慰労の機会を設けることができる。介助を必要としている人が増えるほど、慰労の必要性も増えると考えられるため、目標値は平成28年度の実績を基準に75歳以上の将来人口推計に応じて設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	マッサージ券利用件数				単 位	枚
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
207		37	目標	174	179	184	188	
			実績	177				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		189	187	193	199	204	207	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用件数から、事業の効果を測定できる。目標値は75歳以上の将来人口推計に応じて設定した								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	762							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 増加傾向である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
本事業は障害者の社会貢献の面もあるため、事業を継続する必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	成果指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ない				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
家族の慰労という観点から、事業目的が施策に合致していると考えられるが、利用率が低く、事業の周知をし、利用率の向上を図らない限り、コストに見合った効果があるとはいえない。		2	3	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
類似事業はないが、実工程やコストについては検討していく必要がある。					
中間・最終年度の講評	利用率が低いことから、多種多様なPR方法で事業の周知をより図ることに努めている。				
今後の方向性	高齢化が進む中で、介助者の慰労はますます重要になる。利用率が低いことから事業の周知を図るほか、実施内容等の見直しも検討していく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	ねたきり高齢者に対する紙おむつ等支給事業費	21						
事業概要	昭和56年10月から事業を開始	主管課・係(担当)						
	昭和62年4月 入院中の者に対するおむつ代支給	高齢者福祉課支援係						
	平成5年4月 所得制限緩和(所得制限は本人のみ) 平成6年4月 所得制限廃止 平成12年6月 現物おむつに費用負担導入	03-5608-6168						
施策への 関連性	高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減し高齢者福祉の向上を図る。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等) 紙おむつの購入費用は経済的負担が大きく、要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減するために、区が支援すべき事業である。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	利用登録者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3,250	37	目標 実績	2,800 2,814	2,850	2,900	2,950
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標 実績	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	高齢者人口の増加に伴い、利用登録者数が増加しているため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	紙おむつ現物・おむつ代の支給件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		22,600	37	目標 実績	18,900 18,946	19,400	19,800	20,200
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標 実績		20,600	21,000	21,400	21,800	22,200	22,600	
指標の選定理由及び目標値の理由								
紙おむつの現物支給だけでなく、おむつ持ち込み不可の病院への入院中にかかる高額のおむつ代金の支援にも有効となっている。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	100,255							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 年々利用者数が増え、増加傾向にある。				

1 必要性・妥当性									
区民ニーズの有無	ある								
代替可能性の有無	ない								
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし								
判断理由									
年々利用者が増加している現状として必要性が高い。費用負担が大きいおむつについて、要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減するために、区が支援すべき事業である。									
2 有効性・適格性									
事業の目的が施策に合致しているか	合致している								
指標は目標値を満たしているか	満たしている								
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある								
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果				
現物と現金を給付・助成しているため、在宅と入院両方に柔軟に対応できている。また、病院での本事業の認知度も高まり、入院中にかかる高額のおむつ代金の支援にも有効である。		5	5	4	4				
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>							
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない								
実工程やコストに改善の余地がないか	ある								
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある								
判断理由									
ケアマネジャーや病院の医療相談員などへの認知度も高まり、事業利用への波及効果を感じている。類似事業はないため、区民への支援として喜ばれている。									
中間・最終年度の講評	要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減するために有効である。								
今後の方向性	事業を継続する。								

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業					22		
事業概要	根拠：墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業実施要綱及び墨田区介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業事務取扱要領（20墨福介第242号 平成20年6月30日） 事業内容：介護保険法で要支援と認定された者で、ヘルパー派遣限度回数又は区分支給限度額を超えてなお生活援助や身体介護が必要な高齢者等に対し、援助員を派遣する。					主管課・係（担当）		
						介護保険課 調査担当		
						03-5608-6169		
施策への 関連性	ヘルパー利用限度回数または区分支給限度額を超えてなお生活援助や身体介護が必要な方に対して、援助員を派遣し、要支援者が在宅生活を継続するため支援をしている。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用人数の推移から、事業ニーズを量ることができる。利用者数は減少傾向にあるが、継続利用により在宅生活を継続している高齢者もあり、ニーズはある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	総合事業の施行により、生活援助のヘルパー派遣について類似事業と重複するサービスについて見直しを検討する必要がある。 身体介護のヘルパー派遣は代替事業がなく事業継続が必要。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	利用人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		111	37	目 標	134	111	111	
				実 績	74			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	111	111	111	111	111	111
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業利用人数の実績により、事業の申請実績を確認することができる。前年度の利用者数及び次年度のヘルパー派遣の目標値より事業利用者数の目標値を算出した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	ヘルパー派遣回数(延べ)				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		2,531	37	目 標	2,920	2,531	2,531	
				実 績	1,737			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	2,531	2,531	2,531	2,531	2,531	2,531
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
ヘルパー派遣回数の実績により、事業の利用実績を確認することができる。前年度のヘルパー派遣実績をもとに予算額から目標値を算出した。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	5,186							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 H28年度は前年度より減額。				

1 必要性・妥当性	
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向
代替可能性の有無	不十分
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり

判断理由
 前年度より事業利用者、ヘルパー派遣回数ともに減少している。今後高齢者人口は増加傾向にあることから、利用者数は増加に転じる可能性もある。
 生活援助については類似事業があるため一部代替可能性があり統合・廃止を検討する必要があるが、身体介護は代替事業がなく継続する必要がある。

2 有効性・適格性

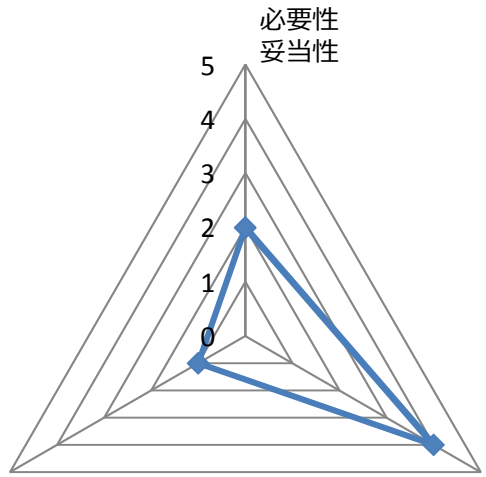
事業の目的が施策に合致しているか	合致している
指標は目標値を満たしているか	満たしていない
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある

判断理由
 実績値は減少傾向にあるが、今後の高齢者人口の増加に伴い実績値は増加に転じる可能性がある。
 ヘルパー利用限度回数または区分支給限度額を超えてなお生活援助や身体介護が必要な方に対して、援助員を派遣することで在宅生活の継続をしている。

3 効率性・経済性

目的・対象が類似する事務事業はないか	ある
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある

判断理由
 当事業のうち生活援助ヘルパー派遣については類似事業はある。
 身体介護ヘルパー派遣の類似事業はない。
 事業経費は減少傾向であるが、今後は高齢者人口に伴い増加に転じる可能性がある。
 対象者の心身の状況等をケアマネジャーがみて、当事業の利用が必要かどうか判断し申請することや、所得に応じてサービス利用負担額が設定されているため、受益者負担は適正である。



必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
2	4	1	2

類似事業との統合

中間・最終年度の講評
 在宅生活を営む上で介護保険給付の限度額を超えて身体介護又は生活援助を必要とする高齢者への対応として機能している。予防給付が総合事業に移行したことに伴い、重複事業の見直し検討する必要がある。

今後の方向性
 予防給付が総合事業に移行したことに伴い、重複事業の取扱い等を検討していく。

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	軽度生活援助サービス事業					23		
事業概要	根拠：墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業実施要綱及び墨田区高齢者軽度生活援助サービス事業取扱要領（11墨厚高高第849号 平成12年3月31日） 事業内容：介護保険法で要介護者と認定された者で、その区分支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者等に対し、生活援助員を派遣する。					主管課・係（担当）		
						介護保険課 調査担当		
						03-5608-6169		
施策への 関連性	区分支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者に対し生活援助員を派遣することで、要介護者の在宅生活継続を支援している。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	利用人数の推移から、事業ニーズを量ることができる。H28年度の利用人数は前年度より増加。継続利用により在宅生活を継続している利用者もありニーズはある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
当事業以外に要介護者に対して区分支給限度額を超えてサービスを提供する事業はない。当事業の利用により在宅生活を可能としている利用者が多く事業継続が必要。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	利用人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		27	37	目標 実績	26 27	27	27 27	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	27	27	27	27	27	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業利用人数の実績により、事業の申請実績を確認することができる。前年度の利用者数及び次年度のヘルパー派遣の目標値より事業利用者数の目標値を算出した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	ヘルパー派遣回数(延べ)				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,356	37	目標 実績	1,375 1,347	1,356	1,356 1,356	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1,356	1,356	1,356	1,356	1,356	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
ヘルパー派遣回数の実績により、事業の利用実績を確認することができる。前年度のヘルパー派遣実績をもとに予算額から目標値を算出した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	3,178							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 H28年度は前年度より減額。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
27年度までは利用者数は減少傾向にあったが28年度は増加、派遣回数は横ばい。在宅での生活援助を要する高齢者の継続利用の回数が増加傾向にあるのが現状である。今後介護予防事業が充実していき、重度の介護状態である高齢者が減少すれば、当事業の実施の検討をする必要があると考えられる。関連・類似事業はないため代替は不可。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		効率性 経済性	有効性 適格性					
実績値は横ばいであるが、今後の高齢者人口の増加に伴い実績値は増加に転じる可能性がある。対象者が住み慣れた地域で生活するには、生活援助を行う生活援助員の派遣は有効である。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
		5	4	5	4			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
関連・類似事業はないため統合は不可。事業経費は横ばいであるが、今後は高齢者人口に伴い増加に転じる可能性もある。対象者の心身の状態をケアマネジャーがみて、当事業の利用が必要かどうか判断し申請していることや、所得に応じてサービス利用負担額が設定されているため、受益者負担は適切である。								
中間・最終年度の講評	介護保険給付の支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者への対応として機能している。							
今後の方向性	今後の高齢者人口の増加に伴い実績値は増加に転じる可能性がある。65歳以上の要介護者で、在宅生活を営む上で必要とするサービスであることから、現行事業を継続する。							

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者補聴器購入費助成事業費	24						
事業概要	聴力機能の低下により、家族等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、コミュニケーションの確保とともに、引きこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促す。（平成27年9月開始）	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課支援係 03-5608-6168						
施策への 関 連 性	聴力機能が低下すると、外出を控え、引きこもりになる可能性が高くなる。その結果、高齢者の孤立・孤独につながってしまうため、補聴器購入を助成することで防止する。このことが、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」施策目標達成への一助となる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「外出を控えている理由」の質問に対し、「耳の障害（聞こえの問題）」と回答した方が10.3%おり、一定のニーズがある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	中軽度者の補聴器の購入に対する助成については、区以外では実施していない。さらに補聴器の購入は一定の金額が必要になるため、低所得者等の高齢者に対し、区が事業を実施していく必要がある。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	相 談 件 数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		250	37	目 標 250	250	250	250	
				実 績 152				
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標 250	250	250	250	250	250	
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新規事業なので、まずは普及啓発に力をいれ相談件数を増やしていく必要があるため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	助 成 件 数				単 位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
100		37	目 標 100	100	100	100		
			実 績 52					
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標 100		100	100	100	100	100		
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
新規事業なので、まずは普及啓発に力をいれ助成件数を増やしていく必要があるため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	940							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成27年9月からの事業実施のため、予算は一定である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
補聴器購入を助成することで、日常生活上のコミュニケーションを確保するとともに、引きこもりの防止を図ることができるため必要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
新規事業なので、目標値の設定も難しい状況である。		4	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	未検討				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
新規事業であり、事務改善については未検討である。					
中間・最終年度の講評	新規事業である。今後事業改善に向けた見直しをの検討する必要がある。				
今後の方向性	対象条件や、助成内容等、区民ニーズを図りながら検討する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	外国人介護従事者等日本語学習支援事業費	25						
事業概要	介護分野における人材育成と介護サービスの向上を目指し、介護業務に従事する在日外国人の日本語能力の習得を支援するため、平成22年度東京都高齢対策区市町村包括補助事業の先駆的事业（都補助10/10、3年間限定）として開始した。平成25年度から一般事業に移行し、都補助5/10となっている。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課支援係						
		03-5608-6168						
施策への関連性	介護業務に従事する在日外国人の日本語能力の習得を支援することで、介護分野における人材の育成及び介護サービスの向上を目指す。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	在日外国人の人材育成により、介護人材の確保につなげられるよう、区からの支援が必要である。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	実施回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		120	37	目標	119	120	120	
				実績	124			
			H32	H33	H34	H35	H36	
			H37					
		目標	120	120	120	120	120	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	社会福祉法人賛育会に委託し、毎週金曜日に学習内容別・習熟度別の3つのコースの日本語教室を開催している。年度により金曜日が祝日の回数等により、開催回数の変動がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	延べ参加人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,140	37	目標	870	900	930	
				実績	1,071			
			H32	H33	H34	H35	H36	
		H37						
	目標	990	1,020	1,050	1,080	1,110		
	実績					1,140		
指標の選定理由及び目標値の理由								
参加者数の推移から、事業ニーズ等を図ることができる。継続参加者も多く、年々増加傾向にあった。今後は参加者が入れ替わっていくことも予想されるため、増加数は緩やかな増加に設定した。また、年度により開催回数の変動があり実績は変化する。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,000							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 都からの補助金を5/10受けている。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
介護人材が不足する中、介護従事者の確保は必要不可欠である。在日外国人の人材育成により介護人材の確保につなげられるよう、区からの支援も必要であるが、今後検討は必要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由					
在日外国人が、介護等専門的な日本語を習得し介護業務に従事することで、墨田区の介護施設や事業所等において介護サービスが向上することを期待するも、区内在住・在勤の介護に従事する外国人を増やすことが課題。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		4	5	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	未検討				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
介護分野の人材育成として、この事業は重要と思われるが、そのあり方など、今後の事業展開に向け改善・見直しを必要がある。					
中間・最終年度の講評	資格を取得し区内事業所で就労する受講者もでている。介護サービスの向上として、より多くの外国人介護者が区内で就労できるよう目指す。				
今後の方向性	事業を継続する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者福祉情報システム事業	26						
事業概要	高齢者・障害者福祉情報システムは、福祉サービスが需要増大する中で、事務の効率化及び相談業務支援強化のため、平成8月に構築開始、平成9年頃から稼動している。稼動後は条件変更、修正要望に対応するなど、システムの安定運用に努めている。平成25年度から新システムへ入替えを行い、さらなる事務の効率を図る。平成26年度から新システム（WebRings）正式稼動。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課支援係						
		03-5608-6168						
施策への関連性	各事業の申請を効率的に処理することで、高齢者が安心して地域で暮らし続けるための環境を整える。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区の独自事業も含め、多くの事業の申請を処理するため、システムの安定的な運用は必須であり、代替は難しい。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	システムへの入力が必要な新規申請数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		37	目標	実績	5,338	/	/	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	/	/	/	/	/	
		実績	/	/	/	/	/	
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	各事業の事務処理の中で、システムへの入力処理は必須要件となっている。さらに高齢者数の増加に伴う申請件数の増加は、システム運用上効率化を図るための指標の一つと言える。ただ、目標値については、各事業の申請状況によるため設定することは難しい							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	超過勤務実績				単位	時間
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
200		37	目標	実績	180	200	200	
142		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		200	200	200	200	200	200	
実績		/	/	/	/	/	/	
指標の選定理由及び目標値の理由								
各事業の申請に対する事務処理の中で、システムへの入力処理に多くの時間を費やしている。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	12,011	/	/	/	/	/	/	
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 法改正や事務作業の見直し等が発生した場合、システム改修の必要が生じる。				
	/	/	/					

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
高齢者人口の増加に伴い、各事業の申請件数が増加しているため、システムの需要も増加している。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
システム処理により、手作業で行っていた事務が効率化されているため有効であると判断した。		5	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
これまで手作業で行っていたものをシステムで一括処理を行うなど一定の効率化を図っている。					
中間・最終年度の講評	福祉情報を一元的に管理することで、事務処理及び相談業務を円滑に処理することができ、サービスの質の向上を図るために、本システムの活用を行っている。				
今後の方向性	事務処理の見直しや法改正対応に伴うシステム改修を行い、事務処理の効率化、ペーパーレス化を図るとともに事務改善により超過勤務の縮減を目指す。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	特別永住者福祉給付金事業					27		
事業概要	平成19年4月1日より事業開始。国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等に対し、特別永住者給付金を支給することを目的として事業を開始した。					主管課・係 (担当)		
						高齢者福祉課支援係		
						03-5608-6168		
施策への関連性	国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等に対し、経済的支援を行うことにより、福祉の向上を図る。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況 (区が実施する必要性等)							
	国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等を老齢基礎年金に準じた区独自の制度で支援することは、福祉の向上を図るうえで必要であり、また、代替は難しい。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	受給者人数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標	2	2	2	
				実績	2			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	2	2	2	2	2
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	経済的支援必要とする受給者人数を指標として設定した。目標値については、年齢的に高齢化が進んでいるため、現在の受給者人数を設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	支給延べ月額				単位	月数
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
24		37	目標	24	24	24		
			実績	24				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	24	24	24	24	24	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
経済的支援の指標として、支給延べ月数を設定した。目標値については、現状の受給者人数分の月数を設定した。								
財政面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	360							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 受給対象者の高齢化に伴い、予算は年々減少減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
受給対象者は減少しているが、国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等を経済的に支援するため必要である。													
2 有効性・適格性		<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要性 妥当性</th> <th>有効性 適格性</th> <th>効率的 経済性</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	2	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
2	5					5	5						
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由													
受給対象者の高齢化に伴い、実績値は年々減少しているが、特別永住者への経済的援助という目的を達成しているため有効である。													
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">現状維持の上継続</p>											
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由													
受給対象者は年々減少しており、事業にかかる経費は減少傾向である。また、国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等を老齢基礎年金に準じた制度として実施できるのは区だけである。													
中間・最終年度の講評	対象者は少数であるが、国民年金制度上老齢基礎年金等を受けることができない在日外国人等の区民の生活を経済的な側面から支援している。												
今後の方向性	年齢要因による対象者の減少が見込まれるが、転入による新たな対象者が出てくることも予想されるので継続していく。												

平成29年度 事務事業評価シート

施策	策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高額介護サービス費等貸付事業					28		
事業概要	平成12年4月1日の介護保険法施行に伴い、一時的に多額な費用が必要となる住宅改修等のサービスを促進するため、墨田区高額介護サービス費等貸付条例を、平成12年4月1日から施行している。					主管課・係（担当）		
						介護保険課給付・事業者指導担当 03-5608-6149		
施策への 関連性	高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費が支給される介護保険利用者で、必要な費用の支払いが困難なものに対して、介護保険から償還金が支給されるまでの間、支給相当額の貸付を実施することで費用を心配せずに介護サービスを利用できる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	一時的な高額の負担に耐えられない方がいるため、必要とされている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	貸付件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	37	目標 実績	1 0	1	1	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1	1	1	1	1	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	実績数が少ないと思われるが、受領委任払いで対応できない場合に備えてこの貸付事業を継続する必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	貸付金額				単 位	千円
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
1		37	目標 実績	1 0	1	1		
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標		1	1	1	1	1		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
実績数が少ないと思われるが、受領委任払いで対応できない場合に備えてこの貸付事業を継続する必要がある。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 今後も実績が少ないと考えられるため横ばい。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
介護保険法には受領委任払いの規定がなく償還払いのみ規定されているため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ない				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
今後も実績数が少ない見込みであるが受領委任払いに対応できない場合に必要である。		2	2	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ない				
判断理由					
受領委任払い制を実施しているため結果として申請実績はない。					
中間・最終年度の講評	円滑な介護サービス費、用具購入、住宅改修等の実施に資するため、現行事業は有効である。				
今後の方向性	受領委任払いで対応できない場合に備え、事業を継続する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	低所得者介護サービス利用支援事業費					29		
事業概要	生活保護世帯を除く保険料第1段階の低所得者（老齢福祉年金受給者）の自己負担額を軽減するため、「墨田区居宅介護サービス利用支援事業助成要綱」を制定し、区の単独事業として平成13年4月1日から実施している。					主管課・係（担当）		
						介護保険課給付・事業者指導担当		
						5608-6149		
施策への 関連性	低所得の老齢福祉年金受給者が、介護サービス利用時の自己負担額の軽減をうけることにより、安心して必要な介護サービスを利用することができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	助成対象者である老齢福祉年金受給者は、29年度当初1名であったが、5月で死亡したため、現在対象者が0名となった。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	29年5月まで介護サービスの利用があった分については、助成対象となる。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成対象者				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	29	目 標	1	1		
				実 績	1			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目 標					
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	対象者1名のため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	助成件数				単 位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
5		29	目 標	12	5			
			実 績	12				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目 標						
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
各月の介護サービス利用の実績に基づき、自己負担額の7割を助成しているため。								
財 政 面 (決算額) (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	126							
	H35	H36	H37	高額介護サービス費支給後の自己負担額の7割を助成しているため、横ばい。				

1 必要性・妥当性						
区民ニーズの有無	少ない又は減少傾向					
代替可能性の有無	ある					
区が実施すべき強い理由があるか	ない					
判断理由						
助成対象者がいなくなったため。						
2 有効性・適格性						
事業の目的が施策に合致しているか	合致している					
指標は目標値を満たしているか	満たしている					
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある					
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性	評価結果
対象者に対する助成により、介護サービス利用の負担が軽減されるため。		1	5	1	1	1
3 効率性・経済性		<p>必要性等が失われたため廃止</p>				
目的・対象が類似する事務事業はないか	ある					
実工程やコストに改善の余地がないか	ある					
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ない					
判断理由						
対象者がいなくなったため。また、生計困難者利用者負担軽減制度による減額制度があるため。						
中間・最終年度の講評	対象者1名であったが、死亡により対象者がいなくなった。また、対象となりうる高齢福祉年金受給者(明治44年4月1日以前生まれ)が新たに転入した場合、介護保険特別対策事業の軽減制度があるため、対応できる。そのため、対象者不在の本制度は廃止する。					
今後の方向性	平成29年度末で廃止することを検討。					

平成29年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区居宅介護サービス利用支援事業助成金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区居宅介護サービス利用支援事業助成要綱						介護保険課・給付事業者指導担当	
事業概要	生活保護世帯を除く老齢福祉年金受給者の低所得者が利用した居宅介護サービスの自己負担額の7割を助成する。						5608-6149	
							事業の終期	
							29年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	助成対象者である老齢福祉年金受給者は、29年度当初1名であったが5月に死亡したため、現在の対象者は0名となった。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	29年度5月までの介護サービスの利用があった分については、助成対象となる。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	助成対象者				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	29	目標	1	1		
				実績	1			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標						
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	対象者1名のため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	29	目標	12	5		
				実績	12			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標						
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
各月の介護サービス利用の実績に基づき、自己負担額の7割を助成しているため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	126							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 高額介護サービス費支給後の自己負担額の7割を助成金として支出しているため、横ばい。				
施策への 関連性	低所得の老齢福祉年金受給者が、介護サービス利用時の自己負担額の軽減を受けることにより、安心して必要な介護サービスを利用することができる。							

1 必要性・妥当性			1	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	していない	不特定多数の利益の増進に寄与するか	していない	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められない	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	しない	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
対象者の基準である老齢福祉年金受給者は、明治44年4月1日生まれ以前の105歳以上であり、29年度当初該当者1名であったが、5月に死亡したため、現在対象者は0名となった。				
2 有効性・適格性			4	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されている	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	不明確	
判断理由				
対象者の基準である老齢福祉年金受給者は、明治44年4月1日生まれ以前の105歳以上であり、29年度当初該当者1名であったが、5月に死亡したため、現在対象者は0名となった。				
3 効率性・経済性			3	
類似する補助事業がないか	ある	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ない	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
対象者の基準である老齢福祉年金受給者は、明治44年4月1日生まれ以前の105歳以上であり、29年度当初該当者1名であったが、5月に死亡したため、現在対象者は0名となった。				
【評価結果】				
中間・最終年度の講評	対象者1名であったが、死亡により対象者がいなくなった。また、対象となりうる老齢福祉年金受給者(明治44年4月1日以前生まれ)が新たに転入した場合、介護保険特別対策事業の軽減制度あるため対応できる。そのため、対象者不在の本制度は廃止する。			
今後の方向性	平成29年度末で廃止することを検討する。			

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	特別養護老人ホーム建設助成費					30		
事業概要	区条例「社会福祉法人に対する助成に関する条例」に定めるところによる。 昭和59年度から現在まで13法人に助成が完了しており、現在は6法人に助成継続中となっている。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係 03-5608-6171		
施策への 関連性	特別養護老人ホーム入所希望者を入所に結びつける。また、社会福祉法人が健全な運営を行うことにより、高齢者及び介護者が安心して施設利用できるようにする。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	区内の特別養護老人ホームの平成29年3月末の待機者は652人おり、特別養護老人ホームのニーズは非常に高く、今後も高齢化が進んでいく中で、さらに需要が高まることは容易に想像ができる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区民の高齢化が進み、特別養護老人ホームの入所希望者は増加傾向にある。建設助成を区が行うことで希望者の入居枠が広がり待機者を減らすことができる。また、特別養護老人ホームの設置は自治体又は社会福祉法人に限られている。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	財政援助団体実施指導				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		6	H37	目標	6	6	6	6
				実績	6			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	6	6	6	6	6	6
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	建設助成金が社会福祉法人の事業運営及び運営助成金の償還等に適正に使用されているかを定期的に確認するため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	助成法人件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	H37	目標	6	3	2	2
実績				6				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		2	2	2	2	2	2	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設入所希望者を入所に結びつける。また、社会福祉法人が健全な運営を行うことができるようサポートすることで、高齢者及び介護者が安心して施設利用できる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	95,971							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 支払いを終えた特別養護老人ホームも多く、縮小傾向。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
特別養護老人ホームの入所希望者は非常に多い。区がホームの建設助成を行うことで、区民の入所枠を増加させることができる。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性			
特別養護老人ホームの希望者の入居枠が広がっている。また、建設助成をすでに終えたホームもたくさんあり、コストも縮小傾向である。		5	5	5	5			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
類似する事業はない。墨田区の特別養護老人ホームだけでなく、墨田区以外のホームにも助成金を支払うことで、墨田区民の優先ベッドを確保するなど、効率性もある。								
中間・最終年度の講評	在宅での生活が困難となった要介護者の施設待機者が多数いるため、引き続き区内外の社会福祉法人が整備した特別養護老人ホームの建設助成を行っていく必要がある。							
今後の方向性	継続した施設入所を依頼していく。							

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	はなみずきホーム管理運営費	31						
事業概要	平成4年に開設し、平成12年墨田区特別養護老人ホーム条例・墨田区高齢者在宅サービスセンター条例が施行。平成18年度から指定管理者制度が導入された。平成18年度から指定管理者は(福)賛育会であり、現在3期目である(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)	主管課・係(担当)						
		高齢者福祉課相談係 03-5608-6171						
施策への関連性	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	区内の特別養護老人ホームの平成29年3月末の待機者は652人おり、特別養護老人ホームのニーズは非常に高く、今後も高齢化が進んでいく中で、さらに需要が高まることは容易に想像ができる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	特別養護老人ホームの設置は自治体か社会福祉法人に限られており、代替する可能性はない。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	モニタリング回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	H37	目標	3	3	3	3
				実績	3			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	3	3	3	3	3	3
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	墨田区の指定管理施設として、適切に施設が管理運営されていることを定期的に確認する必要があるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	稼働率(全在所者数/全床数)				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	H37	目標	100	100	100	100
実績				91.0				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		100	100	100	100	100	100	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設を一人でも多くの方に利用してもらうことが、利用者にとって望ましいことである。また事業者にとっても財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす可能性があることから。								
財政面 〔決算額〕 (単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	48,970							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 委託料については、おおむね横ばいである。建物の老朽化に対する修繕費などは、高額になりやすい。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
待機者の方も多数ありニーズは非常に高い。24時間体制での介護があり、長期間入所も可能で、利用料も安い特別養護老人ホームの代替性のある施設はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
適切な管理運営は必要不可欠であり、運営者の財務状況の悪化が、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす恐れがある。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
稼働率は高い地点で安定している。特別養護老人ホームは基本的には終身で利用できる施設であり、高齢者本人だけでなく周りの家族も安心して利用できる施設である。					
中間・最終年度の講評	特別養護老人ホームへの入所希望者が多く、稼働率も高い状態である。引き続き日常的に要介護状態にある高齢者の福祉増進を図れるよう努めている。				
今後の方向性	管理運営を委託する指定管理者に対し、施設利用者が安全で安心してサービスを受けられる体制づくりを行うよう働きかける。また、指定管理者と協働しながら、施設設備の経年劣化による修繕を計画的に進めていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	たちばなホーム管理運営費					32		
事業概要	平成9年に開設し、平成12年墨田区特別養護老人ホーム条例・墨田区高齢者在宅サービスセンター条例が施行。平成18年度から指定管理者制度が導入された。平成18年度から指定管理者は（福）賛育会であり、現在3期目である（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6171		
施策への関連性	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	区内の特別養護老人ホームの平成29年3月末の待機者は652人おり、特別養護老人ホームのニーズは非常に高く、今後も高齢化が進んでいく中で、さらに需要が高まることは容易に想像ができる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	特別養護老人ホームの設置は自治体か社会福祉法人に限られており、代替する可能性はない。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	モニタリング回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	H37	目標 実績	3 3	3	3	3
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	墨田区の指定管理施設として、適切に施設が管理運営されていることを定期的に確認する必要があるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	稼働率（全在所者数／全床数）				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	H37	目標 実績	100 95.7	100	100	100
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	100 100	100 100	100 100	100 100	100 100	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	施設を一人でも多くの方に利用してもらうことが、利用者にとって望ましいことである。また事業者にとっても財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす可能性があることから。							
	財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
94,121								
H35		H36	H37	〔予算の傾向〕委託料については、おおむね横ばいである。建物の老朽化に対する修繕費などは、高額になりやすい。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
待機者の方も多数ありニーズは非常に高い。24時間体制での介護があり、長期間入所も可能で、利用料も安い特別養護老人ホームの代替性のある施設はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
適切な管理運営は必要不可欠であり、運営者の財務状況の悪化が、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす恐れがある。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
稼働率は高い地点で安定している。特別養護老人ホームは基本的には終身で利用できる施設であり、高齢者本人だけでなく周りの家族も安心して利用できる施設である。					
中間・最終年度の講評	特別養護老人ホームへの入所希望者が多く、稼働率も高い状態である。引き続き日常的に要介護状態にある高齢者の福祉増進を図れるよう努めている。				
今後の方向性	管理運営を委託する指定管理者に対し、施設利用者が安全で安心してサービスを受けられる体制づくりを行うよう働きかける。また、指定管理者と協働しながら、施設設備の経年劣化による修繕を計画的に進めていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	なりひらホーム管理運営費					33		
事業概要	平成12年に開設し、同年墨田区特別養護老人ホーム条例・墨田区高齢者在宅サービスセンター条例が施行された。平成18年度から指定管理者制度を導入。第1期は(福)恩賜財団済生会支部東京都済生会(平成18年4月1日から平成23年3月31日まで)第2期は(福)シルヴァーウィング(平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)第3期は(福)カメラア会(平成28年4月1日から平成33年3月31日まで)が指定管理者である。					主管課・係(担当)		
						高齢者福祉課相談係 03-5608-6171		
施策への 関連性	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	区内の特別養護老人ホームの平成29年3月末の待機者は652人おり、特別養護老人ホームのニーズは非常に高く、今後も高齢化が進んでいく中で、さらに需要が高まることは容易に想像ができる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
特別養護老人ホームの設置は自治体か社会福祉法人に限られており、代替する可能性はない。								
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	モニタリング回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	H37	目標 実績	3 3	3	3	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	墨田区の指定管理施設として、適切に施設が管理運営されていることを確認する必要があるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	稼働率(全在所者数/全床数)				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	H37	目標 実績	100 90.0	100	100	
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		100 100	100 100	100 100	100 100	100 100		
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設を一人でも多くの方に利用してもらうことが、利用者にとって望ましいことである。また事業者にとっても財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす可能性があることから。								
財政面 〔決算額〕 (単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	30,064							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 建物の老朽化に対する修繕費などは、高額になりやすい。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
待機者の方も多数ありニーズは非常に高い。24時間体制での介護があり、長期間入所も可能で、利用料も安い特別養護老人ホームの代替性のある施設はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
適切な管理運営は必要不可欠であり、運営者の財務状況の悪化が、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす恐れがある。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">現状維持の上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
稼働率は高い地点で安定している。墨田区が支払っている指定管理料は0円であり、区の負担は最小限に抑えることができている。					
中間・最終年度の講評	特別養護老人ホームへの入所希望者が多く、稼働率も高い状態である。引き続き日常的に要介護状態にある高齢者の福祉増進を図れるよう努めている。				
今後の方向性	管理運営を委託する指定管理者に対し、施設利用者が安全で安心してサービスを受けられる体制づくりを行うよう働きかける。また、指定管理者と協働しながら、施設設備の経年劣化による修繕を計画的に進めていく。				

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	うめわか高齢者在宅サービスセンター管理運営費					34		
事業概要	平成12年に墨田区高齢者在宅サービスセンター条例に基づき開設し、平成18年度から指定管理者制度が導入された。平成18年度から指定管理者は（福）墨田区社会福祉事業団であり、現在3期目である（平成28年4月1日から平成33年3月31日まで）					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係 03-5608-6171		
施策への 関 連 性	在宅高齢者やその家族等に各種介護サービスなどを提供することで、支援し心身機能の向上と社会交流の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	送迎付きで食事や入浴や身体を動かすことができ、仲間ができる社交の場を提供することで気分のリフレッシュを図り、閉じこもりを防止、孤独の解消や、ストレスの軽減、精神面での維持向上を図る。今後も高齢化が進んでいく中で、需要がさらに高まることは容易に想像ができる							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
民間よりも手厚い人員配置及び専門職を配置しているため、民間では受入れの難しい利用者カバーし、機能訓練リハビリなどの専門特化した事業展開をしているため代替は難しい。								
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	モニタリング実施回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31	
		3	H37	目 標	3	3	3	
				実 績	3			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	3	3	3	3	3	3
	実 績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	墨田区の指定管理施設として、適切に施設が管理運営されていることを定期的を確認する必要があるため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	稼働率（延べ利用者数／最大利用可能者数）				単 位	%
最終目標値		目標年度	基 準 年 (H28)	H29	H30	H31		
80		H37	目 標	80	80	80		
			実 績	78.7				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		80	80	80	80	80	80	
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設を一人でも多くの方に利用してもらうことが、利用者にとって望ましいことである。また事業者にとっても財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼす可能性があることから。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	52,659							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 おおむね横ばい				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
年間延べ14,282人の利用がある。稼働率も約80%と高い水準にあり、ニーズは高い。特に高齢化の激しい地域にあるため、これからさらにニーズが高まることが予想される。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
送迎付きで食事や入浴や身体を動かしたり、仲間との社交の場を提供することで気分のリフレッシュを図り、引きこもりの防止や、ストレスの軽減、精神面での維持向上を図ることができる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
高齢者に対する介護サービスのみならず、家族の介護負担を軽減することができる。					
中間・最終年度の講評	在宅高齢者やその家族等を支援し、引き続き居宅にて日常生活が送れるようにサービスを提供している。				
今後の方向性	管理運営を委託する指定管理者に対し、施設利用者が安全で安心してサービスを受けられる体制づくりを行うよう働きかける。				

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高齢者サービス調整推進事業(養護老人ホーム入所判定委員会)					35		
事業概要	墨田区老人ホーム入所判定委員会設置要綱(昭和61年9月10日) おおむね65歳以上の非課税者で、立ち退き、親族等による虐待、無収入、生活保護受給等により在宅での生活が困難なため、養護老人ホームの措置申請をしている方々について、「養護老人ホーム入所判定委員会」(各関係機関より推薦のあった外部委員と職員により構成)により、措置申請者の要否判定から入所までの処遇方針を、より専門的な見地から行う検討会を開催している。					主管課・係(担当)		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6171		
施策への関連性	要判定となった対象者に対して入所措置を講じることにより、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	措置は区の権限であり、代替の可能性はない。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	入所判定委員会開催回数				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	
				実績	3			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	3	3	3	3	3
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	外部委員を招くことにより、より専門的な見地から検討が行われているため。また、特別養護老人ホーム入所検討委員会を同時開催することにより、費用及び委員への負担を軽減しているため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	判定対象者数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
14		37	目標	20	14	14		
			実績	16				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	14	14	14	14	14	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
直近の過去3年間において要判定された件数は、平成26年が14件、27年が12件、28年が16件であり、その平均値としたため。								
財政面 (決算額) (単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	70							
	H35	H36	H37	[予算の傾向] 外部委員に対する報酬のみ計上しており、金額については直近の過去5年間変更はない。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし							
判断理由								
措置は区の権限であり、代替の可能性はない。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性			
措置は区の権限であり、代替の可能性はない。		5	5	5	評価結果 5			
3 効率性・経済性		現状維持の上継続						
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
区内に養護老人ホームは存在せず、今のところ建設予定はないが、他自治体の設置する施設の利用が可能であり、今後も利用していく方向である。								
中間・最終年度の講評	「養護老人ホーム入所判定委員会」（各関係機関より推薦のあった外部委員と職員により構成）により、措置申請者の要否判定から入所までの処遇方針を、より専門的な見地から行う検討会が開催できている。							
今後の方向性	今後もより専門的な見地から行う検討会を開催することが期待できるため、現状維持のまま継続する。							

平成29年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	老人ホーム委託保護					36		
事業概要	老人福祉法第11条第1項及び2項 おおむね65歳以上の非課税者で、立ち退き、親族等による虐待、無収入、生活保護受給等により在宅での生活が困難なため、養護老人ホームの措置申請者のうち、入所判定委員会にて要判定された方について ・養護老人ホームへの入所措置を行う。 ・特別養護老人ホームについては、虐待等緊急やむを得ない事由による措置のみ行う。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6171		
施策への関連性	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへ入所措置をすることで、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	措置は区の権限であり、代替の可能性はない。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	措置入所者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		115	37	目標 実績	115 105	115	115	115
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	115	115	115	115	115	115
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	直近の過去3年間における入所措置件数は、平成26年が13件、27年が9件、28年が9件である。また、退所措置件数は、平成26年が14件、27年が15件、28年が14件であり、退所件数が上回っているものの、ほぼ横ばいであるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	新規措置入所者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		10	37	目標 実績	10 9	10	10	10
H32		H33	H34	H35	H36	H37		
目標 実績		10	10	10	10	10	10	
指標の選定理由及び目標値の理由								
直近の過去3年間における新規入所措置件数は、平成26年が13件、27年が9件、28年が9件であり、その平均値としたため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	220,129							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 一人当たりの支弁額については、上昇傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
措置は区の権限であり、代替の可能性はない。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
措置は区の権限であり、代替の可能性はない。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
事業数は横ばいであるが、今後高齢者人口の増加が見込まれるため、引き続き事業の継続が必要である。					
中間・最終年度の講評	在宅での生活が困難な低所得高齢者の住まい確保策の一つとして重要な事業である。				
今後の方向性	事業を継続する。				

平成29年度 事務事業評価シート

施 策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者ホームヘルプサービス事業	37						
事業概要	老人福祉法第10条の4、介護保険法第27条 65歳以上で、やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行う。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課相談係 03-5608-6171						
施策への 関 連 性	やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方でも、日常生活の支援サービスを受けることで、心身の健康を保持し安定した在宅生活を送ることができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	平成12年4月の介護保険法施行以来、老人福祉法による措置事例はない。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	措置は区の権限であり、代替の可能性はない。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	訪問介護サービス相談件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	37	目標 実績	1 0	1	1	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	1	1	1	1	1	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	平成12年4月の介護保険法施行以来、老人福祉法による措置事例はないため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	訪問介護サービス利用件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1	37	目標 実績	1 0	1	1	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		1	1	1	1	1		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
平成12年4月の介護保険法施行以来、老人福祉法による措置事例はないため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
	平成12年4月の介護保険法施行以来、老人福祉法による措置事例はない。							

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
介護保険法施行以降、実績はなく、今後も実績としては0であることが望ましい事業であるが、高齢者の人口がさらに増加していく中で、本事業を必要とするケースが今後発生する可能性はある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	有効性 適格性
やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方でも、施設等に入所せず、継続した在宅生活を送るためには効果がある。		5	5	5	評価結果 5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方でも、経済的なサポートが継続した在宅生活を送ることにつながる。					
中間・最終年度の講評	介護保険法施行以降、実績はなく、今後も実績としては0であることが望ましい事業であるが、高齢者の人口がさらに増加していく中で、本事業を必要とするケースが発生する可能性はある。				
今後の方向性	当該事業は代替不可能であり、高齢者人口の増加が見込まれる中で、対象者の発生に備え、現状維持のまま継続する。				